

徳島県地方創生推進員（徳島県会計年度任用職員）募集要領

1 応募資格

次の全ての条件を満たす者

- (1) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 現在県外在住の方で、徳島県への移住*・定住を希望しており、採用決定後、一ヶ月以内に徳島県内に住民票を異動できる方
(ただし知事が認める場合はこの限りではありません。)
(*転勤や進学等に伴う一時的な転入は除きます。)
- (3) 地方創生の推進に理解と意欲があり、誠実に職務を遂行できる者
- (4) 各業務に必要な資格・経験を有していること

2 身分及び業務内容

地方公務員法第22条の2（令和2年4月1日施行）に規定する会計年度任用職員として、地方創生に資する業務に従事していただきます。

募集業務の内容は、別紙「令和3年度徳島県地方創生推進員募集業務一覧」を御覧ください。なお、一部業務は、「徳島県版地域おこし協力隊」として募集します。

3 任用期間

任用時から令和4年3月31日まで

※任用後、原則として1月間は条件付採用期間です。

※期間満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用される場合があります。ただし、4回（連続する5会計年度）に限ります。

4 勤務条件等

標準的な勤務条件は次のとおりですが、業務により異なる場合があります。

※詳細は、別紙「令和3年度徳島県地方創生推進員募集業務一覧」を御覧ください。

勤務場所：県の関係機関（万代庁舎，東部各局，各総合県民局など）

所定労働日数及び勤務時間：別紙「令和3年度徳島県地方創生推進員募集業務一覧」に記載のとおり（休憩時間60分）※原則，超過勤務なし。

休日：原則として、土曜日，日曜日，祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）ただし所属によっては勤務の場合あり。

休暇：年次有給休暇（任用期間，勤務日数に応じて付与），産前産後休暇，育児時間休暇，生理休暇，子の看護休暇 等

報酬：別紙「令和3年度徳島県地方創生推進員募集業務一覧」に記載のとおり
(現在の規定における令和3年4月1日時点の額であり，改定する場合があります。)

その他手当：期末手当（任用期間6月以上等），通勤に係る費用弁償等

※いずれも一定条件を満たした場合に支給

社会保険：健康保険，厚生年金保険，雇用保険

災害補償（勤務場所や勤務期間等に応じて，労災保険，議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例，地方公務員災害補償基金のいずれかにより補償されます。）

コンプライアンス等：会計年度任用職員は，正規職員と同じく，コンプライアンス基本方針を遵守しなければならないほか，一般職の地方公務員であることから，秘密を守る義務，職務に専念する義務などの地方公務員法の規定が適用されます。

5 選考方法

（1）応募用紙により，移住の意思や応募資格を確認します。

※徳島県版地域おこし協力隊として募集する業務においては，企画提案書の確認を行います。

（2）個別面接等により，業務への適性等を確認します。

6 面接日時・場所

応募者に個別に連絡します。

（面接は，原則として徳島県内で実施します。）

7 応募手続

（1）申込方法

（ア）受付期間

本募集要領の公表日から令和4年3月31日までの随時

※受付期限後の申し込みは受付しませんので，十分注意してください。

（イ）提出書類

ア 履歴書（徳島県指定様式。顔写真を添付してください。）

イ 応募用紙

ウ 企画提案書 ※徳島県版地域おこし協力隊として募集する業務のみ

（ウ）提出方法

ア メールによる申込み

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、「10」の提出先まで，メールで提出してください。

なお，提出いただく際，メールの件名を「【応募】地方創生推進員」としてください。

イ 郵送による申し込み

封筒の表に「徳島県地方創生推進員（徳島県会計年度任用職員）申込」と朱書きし，必ず「書留郵便」により「10」の提出先に郵送してください。

ウ 持参による申し込み

8 選考結果の通知

面接審査終了後、1週間程度で文書で通知します。

(合格者には電話でも連絡を行います)

9 その他

応募者に係る個人情報については、適切に管理し、本件以外には一切利用しません。

10 提出先(連絡先)

徳島県政策創造部とくしまぐらし応援課移住交流担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話番号(088)621-2701 ファクシミリ(088)621-2710

電子メール tokushimagurashioenka@pref.tokushima.jp